



EPAを活用したASEAN諸国への加工食品の輸出



公益財団法人日本関税協会
2024年1月15日（月）GFP加工食品部会 資料

目 次

1. 背景
2. EPAによる関税削減効果
3. EPA利用の手続き
4. EPA利用の際に注意する点
5. 参考
6. 日本関税協会からのご提案

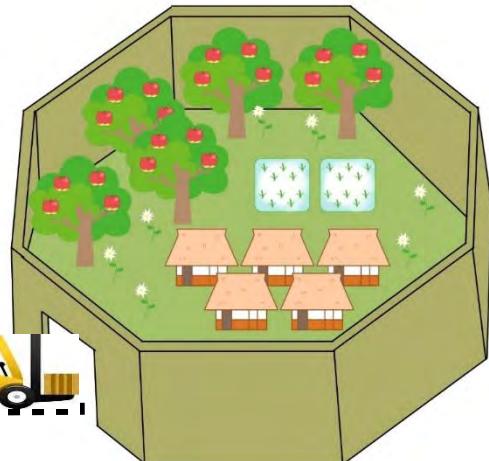
1. 背景



経済連携協定がなぜ必要なのか？



2国間又は多国間で、関税等の貿易障壁を削減し、モノやサービスの貿易を活性化し参加国・地域の経済発展を図る。



目に見えない貨物やサービスのハイウェイを作る

A国



B国

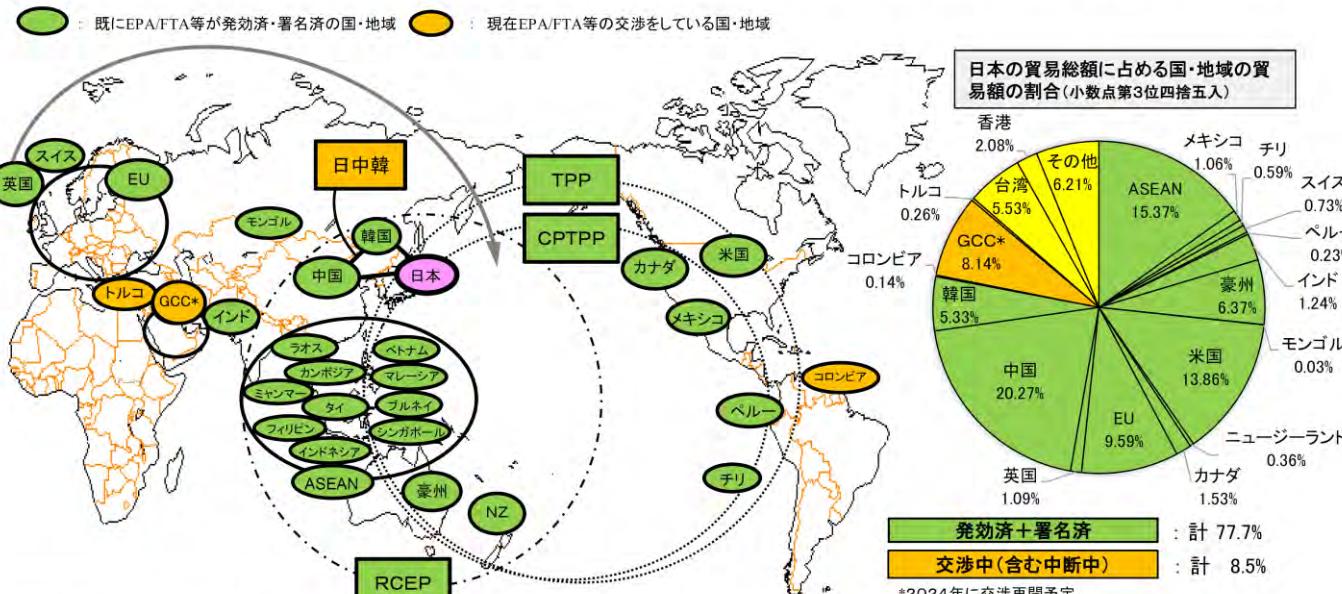
1. 背景

我が国の発効済・署名済のEPA

これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA/FTA)等が発効済・署名済。

・発効済・署名済EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は77.7%。

・発効済・署名済EPA/FTA等及び交渉中EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は86.2%。



(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)

(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

- 日・シンガポール
- 日・メキシコ
- 日・マレーシア
- 日・チリ
- 日・タイ
- 日・インドネシア
- 日・ブルネイ
- 日・ASEAN
- 日・フィリピン
- 日・スイス
- 日・ベトナム
- 日・インド
- 日・ペルー
- 日・豪
- 日・モンゴル
- TPP12 (署名のみ)
- TPP11 (CPTPP)
- 日・EU
- 日米貿易協定
- 日・英
- RCEP

出典：外務省ホームページに一部資料を関税協会で追加

2. EPAによる関税削減効果

EPAを活用した各種加工食品の関税率

品目	MFN税率 (タイ)	EPA税率 (タイ協定)	MFN税率 (ベトナム)	EPA税率 (ベトナム協定)	MFN税率 (マレーシア)	EPA税率 (マレーシア協定)
醤油	30.0%	0.0%	32.0%	0.0%	10.0%	0.0%
味噌、 カレールー※1 等 (キューブ状のもの等)	5.0%	0.0%	20.0% or 30.0%	— (TPP11 0.0%)	5.0% or 10.0%	0.0%
うどん、そば、素麺	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%	5.0%	0.0%
スイート・ビスケット	20.0%	0.0%	15.0%	0.0%	6.0%	0.0%
清涼飲料水 (緑茶)	20.0%	0.0%	30.0%	0.0%	20.0%	0.0%
清酒	60.0%	0.0%	55.0%	0.0%	25.5MYR/100%vol/L (TPP11 謹許あり)	—
焼酎・泡盛	60.0%	0.0%	45.0%	0.0%	64.5MYR/100%vol/L (TPP11 謹許あり)	—

出典：農林水産省「EPA関税率早見表」を加工

※ 1 レトルトカレーは、肉類等の含有量が多い場合には肉類等の調製品となる可能性があるといった関税分類への注意が必要なため別途検討が必要

※ 2 段階的に引き下げられるものは、引き下げ最終年を記載

3. EPA利用の手続き

ステップ1：輸出貨物のHS番号（関税率表番号）の特定

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

ステップ4：関税割当等の対象か否かを確認

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認

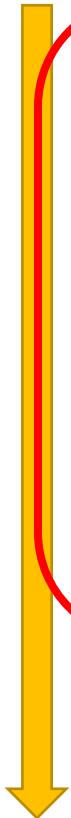
ステップ6：原産地証明の作成

ステップ7：相手国での輸入手続（EPA税率の適用）

ステップ8：証明資料の保存

ステップ9：税関の事後の確認（輸入国税關からの検証等）への対応

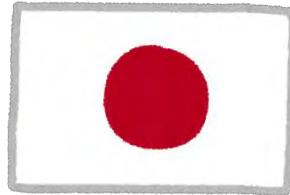
EPAの輸出利用
ステップを整理し、
まとめよう



3. EPA利用の手続き

ステップ1：輸出貨物のHS番号（関税率表番号）の特定

日本



ベトナム



統計番号 Statistical code	品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
		I	II	
22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			
2208.20 000	- ブドウ酒又はブドウ酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	L	ET	
2208.30 000	- ウイスキー	L	ET	
2208.40 000	- ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	L	ET	
2208.50 000	- ジン及びジュネヴァ	L	ET	
2208.60 000	- ウオッカ	L	ET	
2208.70 000	- リキュール及びコーディアル	L	ET	
2208.90	- その他のもの			

麦焼酎
HS番号※（6桁）
2208.90

※HS番号

WCOという国際機関が管理するHS条約の別表の番号で、各国の関税率表に使用されている

出典：<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

注 どのHS番号が適用されるかは、輸入国の税関の判断に基づくことに注意が必要

3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

The screenshot shows the official website of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) in Japan. The top navigation bar includes links for 'Home', 'Search', and 'Large font'. Below the header, there are search fields for 'Enter from URL', 'Search site', 'Site map', 'Text size', and 'Search'. The main menu includes 'Press Release', 'Policy Information', 'Statistical Information', 'Application', 'Inquiry', and 'About MAFF'. A sub-menu for 'Export and International Trade' is also visible. The page title is 'EPA Early Awareness Site'. It features a large yellow banner with the text '★ EPA利用早わかりサイト ★' and three fruit icons (apple, orange, strawberry). Below the banner, there is promotional text about the benefits of using the EPA, including lower tariffs, and a note that the information is updated monthly. At the bottom, there is a section titled '1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか?' with explanatory text and a red arrow pointing to a link for 'EPA Early Awareness Site'.

★ EPA利用早わかりサイト★

EPAを利用すれば、通常の関税率よりも低い税率で輸出が可能です。EPAを利用して、コスト削減してみませんか？

EPAの利用について、困っていること・わからないこと等があればコチラまで！！
↓↓↓↓↓↓↓↓

eparyousoudan (a) maff.go.jp ※(a)を@に変えてください

1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか?

通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた簡税を支払うことが必要ですが、EPAの簡税を引くことができるところについては、EPAを利用してすることで通常の簡税率よりも低い税率（例：EPA税率）で輸出することができます。

EPA利用早わかり

主な農林水産物・食品のEPA簡税率見表（2023年7月12日時点）（EXCEL：181KB）

主な農林水産物・食品のEPA簡税率見表（2023年7月12日時点）（PDF：376KB）

EPA関税率早見表

地域	国名	協定名	使用するHSコード	第三者証明（商工会議所）	自己申告（自己証明）	認定輸出者	本格焼酎・泡盛		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			45.0%	無税	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	日アセアン(AJCEP)	譲許表はHS2002, PSRはHS2017	○			45.0%	4.0%	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012		○		45.0%	25.0%	CTH ex 22.07項
アジア	ベトナム	RCEP	譲許表はHS2012, PSRはHS2022	○		○	45.0%	45.0%	RVC40% or CTH

3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

利用を予定しているEPAの譲許表と產品のHS番号を対比し、產品が当該EPAの特恵対象となっているか否かを確認する。ベトナムのように**複数のEPAを締結している場合**には、どのEPAが最も便利か検討する必要がある。

- ・アセアン協定（2008年12月発効）
- ・ベトナム協定（2009年10月発効）
- ・TPP11（CPTPP）（2019年1月発効（ベトナム））
- ・RCEP（2022年1月発効）

どのEPAを利用するのか良いだろうか？

3. EPA利用の手続き

ステップ2：EPA税率の対象品目か否かの確定

ステップ3：特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）を確認

どのEPAが最も便利かの主な検討材料

- ・特恵マージン（一般税率とEPA税率の差）の大きさ
- ・原産地規則の充足のしやすさ
- ・証明方法の使いやすさ

		MFN税率	アセアン協定	ベトナム協定	TPP11(CPTPP)	RCEP
関税率	麦焼酎 (2208.90)	45.0%	4.0%	0.0%	25.0%	45.0%
原産地規則		—	CTH (第2207項からの変更を除く)	CTH (第2207項からの変更を除く)	CTH (第2207項からの変更を除く)	RVC 40% or CTH
証明方法		—	第三者証明	第三者証明	自己証明	第三者証明 or 認定輸出者

3. EPA利用の手続き

ステップ4：関税割当等の対象か否かを確認

ステップ3で、EPA特惠税率を利用することを決定した場合には、輸出であれば相手国において、以下のとおり、產品が関税割当制度等の対象か否かを確認。

- 相手国において、產品へのEPA特惠税率の適用の条件として、関税割当制度の対象となっていないかを確認。
- 相手国において、その他の輸入規制の有無等、EPA特惠税率の適用を受けるための制限がないかを確認。

(注) EPAに基づく関税割当制度とは、締約相手国に対して一定の輸入数量（関税割当数量）に限り、一般税率よりも低いEPA特惠税率（枠内税率）を適用する一方、この一定の輸入数量を超える輸入分については、原則として、一般税率（枠外税率）を適用する仕組みとされている。

EPAにおける日本の関税割当制度の詳細については、税関ホームページ

(https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/wariate.htm) 及び農林水産省ホームページ

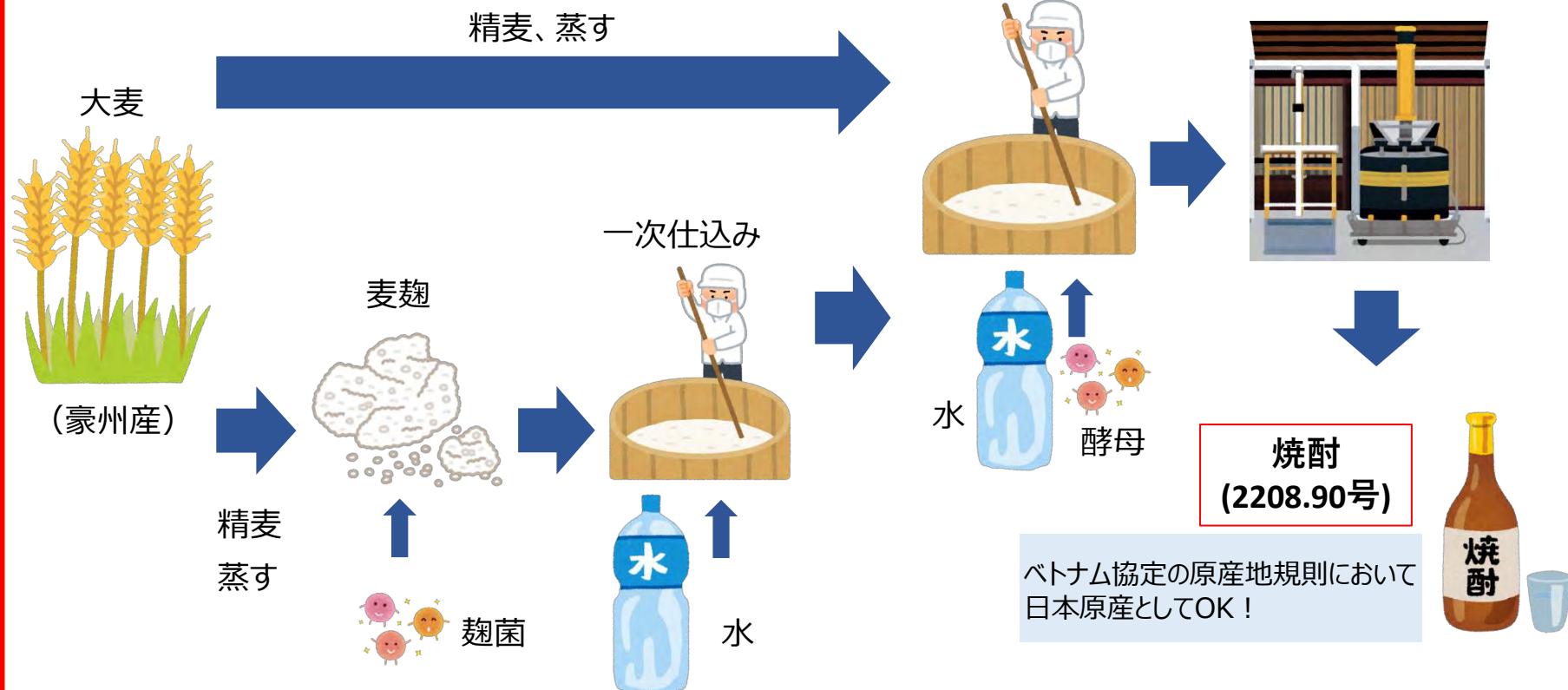
(<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/index.html#73>) を参照。

・相手国側の割当制度は、輸入者に確認することが確実。

3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認
(ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)

日本



3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認
(ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)

ベトナム協定における 焼酎 (2208.90号) の品目別原産地規則 (HS2007)

HS番号	品目別原産地規則	意味
2208.90	CTH (第2207項※からの変更を除く。)	非原産材料※1 HS番号の上4桁が加工によって 変更されれば原産品としての資格を付与。 ただし、第2207項※2からの変更は除く。

利用協定	ベトナム協定
生産国	日本
実際の生産場所	○○県 (○○工場)
適用原産地規則	関税分類変更基準 (CC)

※1 非原産材料

第3国から輸入した原材料や日本で調達した日本産として証明されない原材料など

※2 第2207項

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）
及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

HSコード	产品名	HSコード	部品(材料)名
2208.90	焼酎	1003.00	大麦
		3002.90	麹菌
		2201.10	水
		2102.10	酵母

非原産材料※1のHS番号の上4桁の変更がOK
(1003 → 2208)
(3002 → 2208)
(2201 → 2208)
(2102 → 2208)

FOB価額

実務的には、全ての原材料を記載した
このような対比表を作成して原産性を確認

3. EPA利用の手続き

ステップ5：原産地規則を満たすかを確認
(ベトナム協定を利用してベトナムへ輸出する場合)

対比表の裏付け資料 例

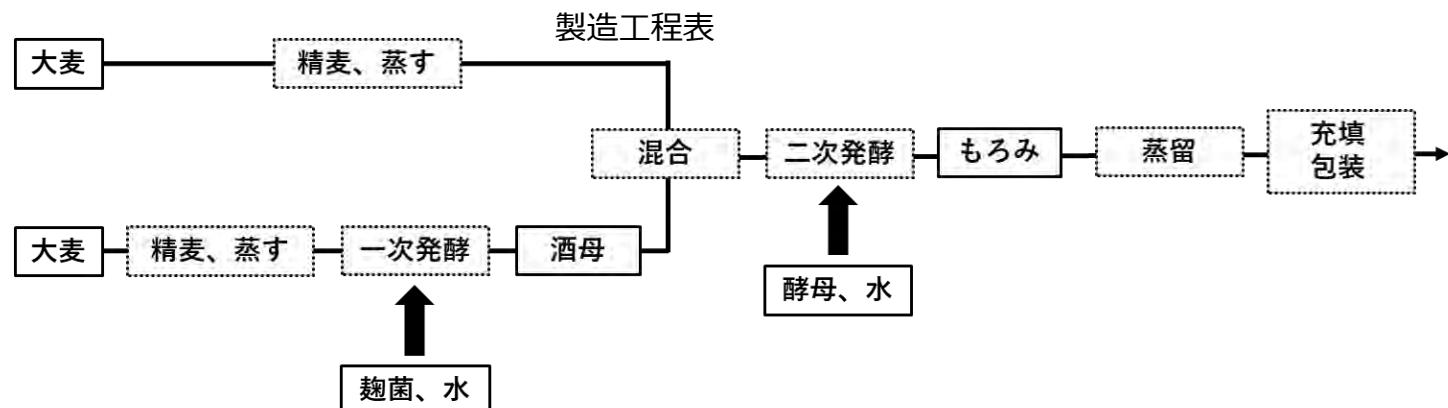
製造指示書

製造指示番号	N-001-220201-1
盛込日	2022年2月2日
包装日	2022年2月5日
賞味期限	—

製品名	管理番号	包材 (JAN コード)	内容量	製造数	単位
麦焼酎	N-001	4912345678911	720ml	500	本

使用原材料	原材料ロット番号	使用量	単位
大麦	SB-X-0128AU	5,000	kg
麹菌	KJ-X-0128	10	kg
~~~~~略~~~~~			

農林水産省「加工食品の原材料表示」を参考に作成



### 3. EPA利用の手続き

ステップ6：原産地証明の作成

ステップ7：相手国での輸入手続（EPA（ベトナム協定）税率の適用）

ベトナム協定を利用したベトナム向け輸出では、商工会議所による原産地証明書の発行が必要です。原産地証明書発行には、先ほどの対比表を根拠書類として商工会議所へ提出することを推奨しています。

発行された原産地証明書を輸入者に共有してベトナム協定税率を適用します。

利用協定	ベトナム協定
生産国	日本
実際の生産場所	○○県（○○工場）
適用原産地規則	関税分類変更基準（CC）

HSコード	產品名	HSコード	部品（材料）名	価額	原産情報等
2208.90	焼酎	1003.00	大麦		
		3002.90	麹菌		
		2201.10	水		
		2102.10	酵母		

FOB価額	—	—	—	—
-------	---	---	---	---

(注1) 本対比表はベトナム協定の品目別原産地規則確認用のためHS2007に基づいています。他の協定ではルールが異なる場合があります。

(注2) 説明のため、一部簡便化している箇所もありますのでご注意ください。

## 4. EPA利用の際に注意する点

EPAごとに異なる違い（焼酎のベトナムへの輸出例）

利用協定	EPA税率	証明手続	品目別原産地規則	品目別原産地規則のHSバージョン
アセアン	4.0%	第三者証明	CTH (第2207項からの変更を除く)	2017
ベトナム	0.0%	第三者証明	CTH (第2207項からの変更を除く)	2007
TPP (CPTPP)	25.0%	自己証明 (輸出者、生産者、輸入者)	CTH (第2207項からの変更を除く)	2012
RCEP	45.0%	第三者証明 or 認定輸出者	RVC40% or CTH	2022

協定によって関税削減幅、証明手続、原産地規則等のルールが異なる！！

## 5. 参考

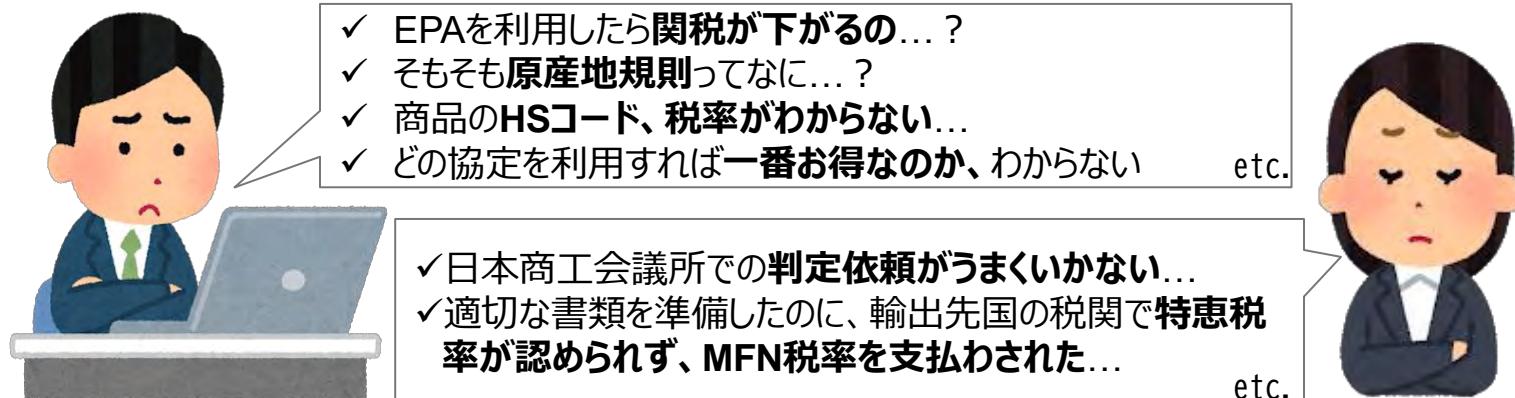
### ベトナム協定を活用したベトナムにおける各種加工食品の関税率

品目	MFN税率	EPA税率（ベトナム協定）	原産地規則
醤油	32.0%	0.0%	CC
味噌 カレールー※等 (キューブ状のもの等)	20.0% or 30.0%	— (TPP11 0.0%)	—
うどん、そば、素麺	20.0%	0.0%	CC
スイート・ビスケット	15.0%	0.0%	CC
清涼飲料水（緑茶）	30.0%	0.0%	LVC40%
清酒	55.0%	0.0%	CC
焼酎・泡盛	45.0%	0.0%	CTH (第2207項からの変更を除く)

出典：農林水産省「EPA関税率早見表」を加工

※ レトルトカレーは、肉類等の含有量が多い場合には肉類等の調製品となる可能性があるといった  
関税分類への注意が必要なため別途検討が必要

# 農水省EPA利用相談窓口とEPA利用早わかりサイト



どんな些細な疑問にもお答えいたします。  
わからないことや困っていること等がありましたら、  
お気軽に [epariyousoudan@maff.go.jp](mailto:epariyousoudan@maff.go.jp) にご連絡下さい



EPA利用早わかりサイト  
QRコード

又はEPAを利用するためには必要な情報を簡単に入手できる「[EPA利用早わかりサイト](#)」をご覧下さい。

## 5. さいごに

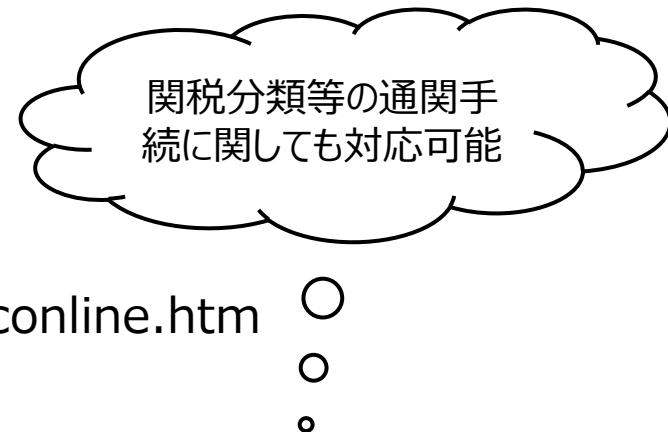


- ・今後の関税削減スケジュール
- ・原産地規則の確認
- ・書類の準備

...

調べたり、準備するのは結構大変

## 6. 日本関税協会からのご提案



- **EPA利用についての弊会セミナー**

「メガEPA原産地規則オンライン研修」

[https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_megaepabasiconline.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_megaepabasiconline.htm)

「RCEP原産地規則オンライン研修」

[https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_rceponline.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/roo_rceponline.htm)

- **業種や企業の実態に合わせた企業別（業界別）の研修**

- **EPAを利用していく場合の手続・書類準備・保管等を企業様の実情に合わせたサポートサービス（定期的なMTG等での実務的なサポート）**

お問い合わせ先： [jtas_seminar@kanzei.or.jp](mailto:jtas_seminar@kanzei.or.jp)

## **ご静聴ありがとうございました**

経済連携協定（EPA）の利用に係るアンケート調査の実施について  
ご協力をお願ひいたします（〆切 2024年1月31日（水））

[https://www.kanzei.or.jp/jtas/epa_survey.htm](https://www.kanzei.or.jp/jtas/epa_survey.htm)